

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
1	(旧)杉沢地区生活改善センター	228.00	S	1	昭和52年	41	34	60年	不良	D 施設廃止を検討	・施設の健全性が低いことから、施設の廃止又は払い下げを検討する。	・耐用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、現状による譲渡又は施設の廃止を検討する。
2	(旧)共同福祉施設	647.00	RC	2	昭和60年	33	50	60年	標準	A 継続使用【存続】	・湖東3町商工会の事務所及び西磯ノ目町内会の集会施設としての利活用は、設置場所から見ても必要な施設であると判断する。 ・借主から改修要望等が出てきているが、現状の利活用において緊急を要するものではなく、ある程度の健全性は保たれていると判断する。 ・今後は借主との協議のうえ、現状での譲渡または現状での長期貸し出しを検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
3	総合交流センター「五城館」	1,742.00	W	2	平成7年	23	20	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
4	地域交流センター「五城目朝市ふれあい館」	631.00	W	1	平成23年	7	22	40年	良好	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
5	矢場崎集会所	87.00	W	1	昭和63年	30	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・今後10年以内に町内会への譲渡を検討する。 ・機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
6	新里町集会所	76.00	W	1	昭和55年	38	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・今後10年以内に町内会への譲渡を検討する。 ・機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
7	杉沢交流センター「友愛館」	1,970.00	RC一部W	2	平成5年	25	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
8	五城目町開発センター	4,907.00	RC	4	昭和50年	43	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
9	馬場目地区文化交流センター	690.00	W一部RC	2	平成3年	27	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
10	富津内地区公民館	707.00	W	2	平成6年	24	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
11	富津内地区公民館(陶芸館)	185.00	W	1	昭和44年	49	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
12	生きがいセンター	734.00	RC	3	平成3年	27	50	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	目標使用 年数	施設の 健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
13	農村環境改善センター	606.00	RC	2	昭和52年	41	50	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
14	森山地区公民館	431.00	W	1	平成3年	27	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
15	馬川交流センター	338.00	W	1	平成12年	18	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
16	新おせど会館	196.00	W	1	平成11年	19	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
17	森林資料館 「五城目城」	640.00	RC	4	昭和59年	34	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・各種点検、事後保全型の改修により、健全性は維持されている。 ・町のシンボルとしての必置施設で設置目的に適合した施設である。 ・平成31年度以降、大規模改修による機能維持を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
18	古代井戸(上家)	9.00	W	1	昭和62年	31	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
19	地域活性化支援センター(体育館)	634.00	W	1	平成12年	18	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・現時点では利用者が多く、必要な施設として機能している。 ・長期修繕計画により機能維持を図りながら、指定管理に移行できるよう事務処理を進めている。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
20	町民野球場 (倉庫)	36.27	RC	1	昭和55年	38	38	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
21	(旧)大川小学校 (体育館)	673.00	RC	2	昭和53年	40	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
22	杉沢交流センター 「友愛館」 (体育館)	821.00	RC	2	平成5年	25	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
23	富津内コミュニティ体育館	464.00	W	1	昭和44年	49	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
24	(旧)内川小学校 (体育館)	517.00	W	1	昭和25年	68	22	40年	標準	D 施設廃止を検討	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性は保たれているものの利用者が少ないことから廃止を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性はたもたれているものの利用者が少ないことから廃止を検討する。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
25	馬川体育館	307.00	W	1	昭和10年	83	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。	・目標使用年数を経過しているものの、施設の健全性は保たれていることから、事後保全型の改修を実施しながら、適正な維持管理を図る。大規模改修が必要な場合は、廃止も含め再度検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
26	柔剣道場	218.00	S	1	昭和48年	45	34	60年	標準	E 施設廃止	・土砂災害危険区域に指定されていることから、五城目小学校改築事業に併せて廃止を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・土砂災害危険区域に指定されていることから、五城目小学校改築事業に併せて廃止を検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
27	広域五城目体育館	4,437.00	SRC	2	昭和50年	43	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
28	屋内温水プール	1,506.00	RC	2	昭和54年	39	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
29	弓道場	235.00	W	1	昭和56年	37	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
30	新相撲場	237.00	S	1	平成11年	19	34	60年	標準	D 施設廃止を検討	・施設利用者が少ないことから施設廃止を検討する。 ・小学校建設事業に併せ、学校敷地の一部としての利用を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
31	(旧)相撲場	31.00	W	1	昭和54年	39	15	40年	標準	D 施設廃止を検討	・目標使用年数は経過していないが、利用実績がないことから施設廃止を検討する。	・目標使用年数は経過していないが、利用実績がないことから施設廃止を検討する。
32	地域資源活用総合交流促進施設「清流の森」	88.00	W	1	平成5年 (平成22年改修)	25	20	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。 ただし、指定管理による運営が困難な場合は、施設の廃止も検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
33	農林水産物直売・食材供給施設「悠紀の国五城目」	773.00	W	1	平成13年	17	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
34	鐘楼「希望の鐘」	33.00	W	1	昭和56年	37	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
35	林業協業センター「赤倉山荘」	939.00	S	2	昭和54年	39	31	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは施設の健全性が保てないと思われることから、今後5年以内に施設の存廃について検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
36	馬場目岳周辺自然ふれあい施設「盆城庵」	137.00	W	1	平成5年	25	22	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。 ただし、指定管理による運営が困難な場合は、施設の廃止も検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
37	雀館運動公園トイレ1	13.00	W	1	昭和53年	40	15	40年	標準	E 施設廃止	・五城目小学校改築事業において、支障となることから施設の解体を予定している。	・五城目小学校改築事業において、支障となることから施設の解体を予定している。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	目標使用 年数	施設の 健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
38	雀館運動公園 トイレ2	13.00	W	1	平成5年	25	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
39	雀館運動公園 トイレ3	13.00	W	1	昭和58年	35	15	40年	標準			
40	雀館運動公園 トイレ4	42.00	W	1	平成11年	19	15	40年	標準			
41	雀館運動公園 東屋1	16.50	W	1	昭和56年	37	15	40年	標準			
42	雀館運動公園 東屋2	13.70	W	1	昭和59年	34	15	40年	標準			
43	雀館運動公園 東屋3	13.25	W	1	平成10年	20	15	40年	標準			
44	雀館運動公園 シェルター1	9.00	S	1	平成20年	10	31	60年	標準			
45	雀館運動公園 シェルター2	21.78	S	1	平成9年	21	31	60年	標準			
46	雀館運動公園 多目的運動広場 (倉庫)	144.00	RC	1	平成3年	27	31	60年	標準			
47	地域活性化支援セン ター(事業支援室)	2,604.00	W	2	平成12年	18	24	40年	標準			
48	地域活性化支援セン ター(事業支援棟)	322.00	W	1	平成3年	27	24	40年	標準	A 継続使用【存続】	・長期修繕計画により機能維持を図りながら、指定管理に移行できるよう事務処理を進めている。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
49	生きがいセンター (作業棟)	138.00	RC	1	平成2年	28	38	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
50	(旧)大川小学校 (校舎)	1,958.00	RC	2	昭和52年	41	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・1階部分の賃貸借契約期間中については、事後保全型の修繕を行い、機能維持に努める。 ・契約期間満了後については、施設の廃止を含めた検討が必要。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
51	(旧)大川小学校 (倉庫)	23.31	W	1	昭和53年	40	15	40年	不良	D 施設廃止を検討	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性が低いことから廃止を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性が低いことから廃止を検討する。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
52	五城目小学校 (校舎)	4,025.00	RC	3	昭和43年	50	47	60年	不良	B 改善使用【存続】	・新校舎を雀館公園敷地内に建設予定。 2018年度 実施設計、2019～2020年度 校舎改築 現校舎は、事後保全型の修繕を行い、新校舎完成後に解体する(2021年度の予定)。	・新校舎完成までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
53	五城目小学校 (特別教室)	1,060.00	RC	3	昭和43年	50	47	60年	不良			
54	五城目小学校 (体育館)	818.00	RC	1	昭和43年	50	47	60年	不良			
55	五城目小学校 (倉庫)	81.00	W	1	昭和43年	50	15	60年	不良			
56	五城目第一中学校 (校舎)	4,850.00	RC	2	平成21年	9	47	60年	標準	A 継続使用【存続】	・設備の定期点検や機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
57	五城目第一中学校 (体育館)	2,495.00	RC	2	平成22年	8	47	60年	標準			
58	五城目第一中学校 (部室棟)	199.00	W	1	平成22年	8	15	40年	良好			
59	(旧)杉沢小学校 (倉庫)	19.00	W	1	昭和31年	62	15	40年	標準	D 施設廃止を検討	・目標使用年数を経過していることから廃止を検討する。	・目標使用年数を経過していることから廃止を検討する。
60	杉沢保育園	238.00	RC一部 W	1	平成5年	25	47	60年	標準	C 用途廃止	・施設の健全性は保たれているものの、利用実績がないことから、平成30年度で用途廃止し、文化財倉庫として利用する。 ・今後10年間は事後保全型の修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
61	(旧)雀館児童館	185.00	W	1	昭和41年	52	22	40年	標準	D 施設廃止を検討	・現状の利活用では大規模な改修は不要と判断し、事後保全型の改修で対応する。 ・調査を実施し、5年以内に解体を目指す。	・当面は、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
62	保健介護支援センター	690.00	RC	1	昭和56年	37	50	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・今後は、現在利用している社会福祉協議会への譲渡を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
63	保健介護支援センター (車庫)	115.00	RC	1	昭和56年	37	38	60年	標準			
64	五城目町役場庁舎	8,056.00	RC	5	昭和57年	36	50	100年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
65	町有林管理棟	132.00	W	1	昭和51年	42	24	40年	標準	D 施設廃止を検討	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ施設の廃止を検討する。 ・施設廃止の場合、倉庫部分については森林資料館倉庫の利用を検討する。	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ施設の廃止を検討する。 ・施設廃止の場合、倉庫部分については森林資料館倉庫の利用を検討する。
66	消防庁舎	1,624.00	RC	2	平成27年	3	50	60年	良好	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
67	訓練塔	334.00	RC	5	平成27年	3	50	60年	良好			
68	水防倉庫	40.00	W	1	平成27年	3	15	40年	良好			
69	第1分団消防消舎 (築地町)	41.00	W	1	平成27年	3	15	40年	良好	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
70	第2分団消防消舎 (紀久栄町)	38.00	W	1	平成5年	25	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
71	第3分団消防消舎 (高崎)	64.00	W	1	平成1年	29	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
72	第3分団消防消舎 (久保)	12.00	W	1	昭和56年	37	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
73	第4分団消防消舎 (岡本)	13.00	W	1	平成4年	26	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
74	第4分団消防消舎 (野田)	10.00	W	1	昭和54年	39	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
75	第4分団消防消舎 (浦横町)	31.00	W	1	平成14年	16	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
76	第5分団消防消舎 (帝釈寺)	24.00	W	1	昭和22年	71	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
77	第5分団消防消舎 (町村)	10.00	W	1	平成6年	24	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
78	第5分団消防消舎 (蓬内台)	32.00	W	1	平成14年	16	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
79	第6分団消防消舎 (寺庭)	10.00	W	1	昭和46年	47	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
80	第6分団消防消舎 (中村)	34.00	W	1	平成15年	15	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
81	第6分団消防消舎 (水沢)	17.00	W	1	平成14年	16	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
82	第7分団消防消舎 (坊井地)	27.00	W	1	平成4年	26	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
83	第7分団消防消舎 (恋地)	10.00	W	1	昭和47年	46	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
84	第7分団消防消舎 (杉沢)	31.00	W	1	平成14年	16	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
85	第7分団消防消舎 (蛇喰)	10.00	W	1	昭和53年	40	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
86	第8分団消防消舎 (上山内)	19.00	W	1	昭和52年	41	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
87	第8分団消防消舎 (富田)	18.00	W	1	平成14年	16	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
88	第8分団消防消舎 (台)	10.00	W	1	昭和47年	46	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
89	第9分団消防消舎 (落合)	25.00	W	1	平成10年	20	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
90	第9分団消防消舎 (高田)	16.00	W	1	昭和52年	41	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
91	第9分団消防消舎 (高樋)	23.00	W	1	昭和56年	37	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
92	第10分団消防消舎 (黒土)	16.00	W	1	昭和31年	62	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
93	第10分団消防消舎 (浅見内)	13.00	W	1	平成5年	25	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
94	第11分団消防消舎 (湯ノ又)	20.00	W	1	平成15年	15	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
95	第11分団消防消舎 (小倉)	13.00	W	1	昭和46年	47	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
96	第12分団消防消舎 (大川)	30.00	W	2	平成13年	17	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
97	第12分団消防消舎 (下樋口)	10.00	W	1	昭和42年	51	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
98	第13分団消防消舎 (西野)	28.00	W	1	昭和40年	53	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
99	第13分団消防消舎 (谷地中)	34.00	W	1	平成17年	13	15	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
100	第13分団消防消舎 (石崎)	10.00	W	1	昭和36年	57	15	40年	不良	B 改善使用【存続】	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。ただし、消防団再編計画確定後に再度方針を検討する。	・目標使用年数を経過しており、施設の健全性も低いことから、事後保全型の改修を行いつつ建て替えを検討する。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
101	森山車庫	32.00	S	1	昭和52年	41	31	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
102	杉ヶ崎墓苑休憩所	104.00	W	1	昭和56年	37	24	40年	標準	B 改善使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間後は規模縮小を検討。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
103	五城目町斎場	333.87	RC	2	平成2年	28	50	60年	標準	B 改善使用【存続】	・2021～2022年度に大規模改修を実施し、その後は機能維持のための修繕をしながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
104	車両車庫	450.00	S	2	平成4年	26	31	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・一定期間経過後に大規模改修を検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
105	神明前住宅1号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良	E 施設廃止	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。
106	神明前住宅2号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
107	神明前住宅3号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良	E 施設廃止	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。
108	神明前住宅4号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			
109	神明前住宅5号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			
110	神明前住宅6号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			
111	神明前住宅7号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			
112	神明前住宅8号	49.60	W	1	昭和51年	42	30	40年	不良			
113	神明前住宅9号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
114	神明前住宅10号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
115	神明前住宅11号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
116	神明前住宅12号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
117	神明前住宅13号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
118	神明前住宅14号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
119	神明前住宅15号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
120	神明前住宅16号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
121	神明前住宅17号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
122	神明前住宅18号	49.60	W	1	昭和52年	41	30	40年	不良			
123	神明前住宅19号	49.60	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
124	神明前住宅20号	49.60	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
125	神明前住宅21号	49.60	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
126	神明前住宅22号	49.60	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
127	広ヶ野住宅1号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良	E 施設廃止	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。
128	広ヶ野住宅2号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
129	広ヶ野住宅3号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
130	広ヶ野住宅4号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
131	広ヶ野住宅5号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
132	広ヶ野住宅6号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
133	広ヶ野住宅7号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
134	広ヶ野住宅8号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
135	広ヶ野住宅9号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良	E 施設廃止	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。  ・目標使用年数間近であり、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。	・目標使用年数を経過していることから、事後保全型の改修を行いつつ、入居者への払下げや施設の廃止を検討する。
136	広ヶ野住宅10号	54.70	W	1	昭和53年	40	30	40年	不良			
137	広ヶ野住宅11号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
138	広ヶ野住宅12号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
139	広ヶ野住宅13号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
140	広ヶ野住宅14号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
141	広ヶ野住宅15号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
142	広ヶ野住宅16号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
143	広ヶ野住宅17号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
144	広ヶ野住宅18号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
145	広ヶ野住宅19号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
146	広ヶ野住宅20号	54.70	W	1	昭和54年	39	30	40年	不良			
147	広ヶ野住宅21号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
148	広ヶ野住宅22号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
149	広ヶ野住宅23号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
150	広ヶ野住宅24号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
151	広ヶ野住宅25号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
152	広ヶ野住宅26号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
153	広ヶ野住宅27号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
154	広ヶ野住宅28号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
155	広ヶ野住宅29号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
156	広ヶ野住宅30号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
157	広ヶ野住宅31号	54.70	W	1	昭和55年	38	30	40年	不良			
158	矢場崎住宅1号	57.50	W	1	昭和60年	33	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。	
159	矢場崎住宅2号	57.50	W	1	昭和60年	33	30	40年	標準			
160	矢場崎住宅3号	57.50	W	1	昭和60年	33	30	40年	標準			
161	矢場崎住宅4号	63.30	W	1	昭和60年	33	30	40年	標準			
162	矢場崎住宅5号	57.50	W	1	昭和60年	33	30	40年	標準			

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
163	矢場崎住宅6号	63.30	W	1	昭和61年	32	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
164	矢場崎住宅7号	63.30	W	1	昭和61年	32	30	40年	標準			
165	矢場崎住宅8号	63.30	W	1	昭和61年	32	30	40年	標準			
166	矢場崎住宅9号	63.30	W	1	昭和61年	32	30	40年	標準			
167	矢場崎住宅10号	63.30	W	1	昭和61年	32	30	40年	標準			
168	矢場崎住宅11号	57.50	W	1	昭和62年	31	30	40年	標準			
169	矢場崎住宅12号	57.50	W	1	昭和62年	31	30	40年	標準			
170	矢場崎住宅13号	57.50	W	1	昭和62年	31	30	40年	標準			
171	矢場崎住宅14号	57.50	W	1	昭和62年	31	30	40年	標準			
172	矢場崎住宅15号	63.30	W	1	昭和62年	31	30	40年	標準			
173	矢場崎住宅16号	57.50	W	1	昭和63年	30	30	40年	標準			
174	矢場崎住宅17号	57.50	W	1	昭和63年	30	30	40年	標準			
175	矢場崎住宅18号	57.50	W	1	昭和63年	30	30	40年	標準			
176	矢場崎住宅19号	57.50	W	1	昭和63年	30	30	40年	標準			
177	矢場崎住宅20号	57.50	W	1	昭和63年	30	30	40年	標準			
178	矢場崎住宅21号	60.40	W	1	平成元年	29	30	40年	標準			
179	矢場崎住宅22号	60.40	W	1	平成元年	29	30	40年	標準			
180	矢場崎住宅23号	60.40	W	1	平成元年	29	30	40年	標準			
181	舟付場住宅1号	60.80	W	1	平成元年	29	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
182	舟付場住宅2号	60.80	W	1	平成元年	29	30	40年	標準			
183	舟付場住宅3号	60.80	W	1	平成2年	28	30	40年	標準			
184	舟付場住宅4号	60.80	W	1	平成2年	28	30	40年	標準			
185	舟付場住宅5号	60.80	W	1	平成2年	28	30	40年	標準			
186	新広ヶ野住宅1号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
187	新広ヶ野住宅2号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準			
188	新広ヶ野住宅3号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準			
189	新広ヶ野住宅4号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準			
190	新広ヶ野住宅5号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準			

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	目標使用 年数	施設の 健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
191	新広ヶ野住宅6号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
192	新広ヶ野住宅7号	63.70	W	1	平成3年	27	30	40年	標準			
193	新広ヶ野住宅8号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
194	新広ヶ野住宅9号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
195	新広ヶ野住宅10号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
196	新広ヶ野住宅11号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
197	新広ヶ野住宅12号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
198	新広ヶ野住宅13号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
199	新広ヶ野住宅14号	63.70	W	1	平成4年	26	30	40年	標準			
200	新広ヶ野住宅15号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
201	新広ヶ野住宅16号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
202	新広ヶ野住宅17号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
203	新広ヶ野住宅18号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
204	新広ヶ野住宅19号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
205	新広ヶ野住宅20号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
206	新広ヶ野住宅21号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
207	新広ヶ野住宅22号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
208	新広ヶ野住宅23号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
209	新広ヶ野住宅24号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
210	新広ヶ野住宅25号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
211	新広ヶ野住宅26号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
212	新広ヶ野住宅27号	72.00	W	1	平成5年	25	30	40年	標準			
213	新広ヶ野住宅28号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			
214	新広ヶ野住宅29号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			
215	新広ヶ野住宅30号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			
216	新広ヶ野住宅31号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			
217	新広ヶ野住宅32号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			
218	新広ヶ野住宅33号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準			

公共施設等総合管理計画 個別施設計画方針

(基本方針) A:継続使用【存続】、B:改善使用【存続】、C:用途廃止、D:施設廃止を検討、E:施設廃止

No.	施設名称	施設面積 (㎡)	構造	階数	建築年 (和暦)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	目標使用年数	施設の健全性	管理に関する基本方針	基本的な方針	管理に関する実施方針
219	新広ヶ野住宅34号	74.50	W	1	平成7年	23	30	40年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
220	新広ヶ野住宅35号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
221	新広ヶ野住宅36号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
222	新広ヶ野住宅37号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
223	新広ヶ野住宅38号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
224	新広ヶ野住宅39号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
225	新広ヶ野住宅40号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
226	新広ヶ野住宅41号	74.50	W	1	平成8年	22	30	40年	標準			
227	新広ヶ野住宅42号	74.50	W	1	平成9年	21	30	40年	標準			
228	新広ヶ野住宅43号	74.50	W	1	平成9年	21	30	40年	標準			
229	新広ヶ野住宅44号	74.50	W	1	平成9年	21	30	40年	標準			
230	新広ヶ野住宅45号	74.50	W	1	平成9年	21	30	40年	標準			
231	新広ヶ野住宅46号	74.50	W	1	平成9年	21	30	40年	標準			
232	新広ヶ野住宅47号	74.50	W	1	平成10年	20	30	40年	標準			
233	新広ヶ野住宅48号	74.50	W	1	平成10年	20	30	40年	標準			
234	新広ヶ野住宅49号	74.50	W	1	平成10年	20	30	40年	標準			
235	新広ヶ野住宅50号	74.50	W	1	平成10年	20	30	40年	標準			
236	五城目町ストックヤード	198.00	S	1	平成23年	7	31	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは事後保全型の改修を行い、大規模改修や払下げを検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
237	五城目町一般廃棄物埋立処分場	477.87	RC	1	平成10年	20	30	60年	標準	B 改善使用【存続】	・残余容量が26年あり、水処理施設も稼働していることから、機能点検を行った上で浸出水処理施設の長寿命化工事を行う。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
238	五城目町一般廃棄物埋立処分場(倉庫)	70.00	S	1	平成10年	20	31	60年	標準	A 継続使用【存続】	・目標使用年数までは事後保全型の改修を行い、大規模改修や払下げを検討する。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。
239	五城目町一般廃棄物埋立処分場(ポンプ場)	4.62	S	1	平成10年	20	31	60年	標準	B 改善使用【存続】	・平成30年度以降に給水設備調査及び設計・改修工事を実施し、施設の長寿命化を図る。 ・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。	・目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、適正な維持管理を図る。 ・躯体保護のための屋根防水及び外壁塗装等の改修周期は20年を目標とする。